

第15回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

平成31年2月20日

閉会中

場所 議会運営委員会室

第 15 回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

平成31年2月20日(水曜日)

午前10時0分開議

午前10時12分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 天皇陛下御在位30年を祝す賀詞奉呈について
- 2 開会日(2月21日)の議事次第及び質問予定者について
- 3 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について
- 4 その他

出席委員等(13人)

委員長	溝口幸治
副委員長	淵上陽一
委員	山本秀久
委員	西岡勝成
委員	前川 收
委員	小杉 直
委員	藤川隆夫
委員	城下広作
委員	松田三郎
委員	鎌田 聡
委員	吉永和世
委員	池田和貴
議長	坂田孝志

欠席委員(なし)

委員外議員(1人)

副議長 森 浩 二

執行部出席者

総務部長	池田敬之
総務部政策審議監	青木政俊
財政課長	下山 薫
審議員兼財政課課長補佐	福原 彰 宏
審議員兼財政課課長補佐	坂本 弘 道

事務局職員出席者

議会事務局長	吉田勝也
議会事務局次長	
兼総務課長	横井淳一
議事課長	中村誠希
政務調査課長	上村祐司
審議員兼議事課課長補佐	村田竜二
審議員	
兼政務調査課課長補佐	東 敬 二
総務課課長補佐	森田 学
総務課課長補佐	中原伸二
議事課課長補佐	下崎浩一
議事課参事	小池二郎

午前10時0分開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから第15回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、天皇陛下御在位30年を祝す賀詞奉呈についてお諮りいたします。

賀詞の奉呈について、議長から申し出がっておりますので、説明をお願いいたします。

○坂田孝志議長 おはようございます。

天皇陛下御在位30年を祝す賀詞奉呈について申し上げます。

天皇陛下におかれましては、本年めでたく御在位30年をお迎えになり、まことに慶賀にたえないところであります。

来る24日には、天皇陛下御在位30年記念式典が行われることとなっており、熊本県議会としまして、お祝いの意を表するため、天皇陛下に賀詞を奉呈いたしたいと考えております。

つきましては、あすの2月定例会開会日に賀詞奉呈の件を諮りたいと思いますので、御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいま議長から説明がありました。本県議会として祝意を表するため、賀詞奉呈の件をあすの本会議において諮ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 なお、賀詞の文案及び奉呈の方法等については、本会議では議長一任としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、参考までに賀詞の文案を配付いたします。

(事務局から賀詞の文案を配付)

○溝口幸治委員長 それぞれお目通しをいただいておりますかと思いますが、ただいまの文案で進めさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、よろしく願います。

次に、議題2、開会日の議事次第及び質問予定者についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○吉田議会事務局長 それでは、まず、開会日の議事次第につきまして、次第の議題2に記載の内容により御説明申し上げます。

開会宣告、開議の後、会議録署名議員の指名がございます。

今回は、岩本議員、松村議員、松野議員の予定でございます。

次に、2月21日から3月15日までの23日間の会期決定の件が諮られます。

続きまして、先ほど御承認いただきました賀詞奉呈の件が諮られます。

次に、議案第1号から第108号まで及び諮

問第1号の知事提出議案の上程及び知事の提案理由説明がございます。

なお、議案第70号、第71号、第73号及び第92号から第94号までにつきましては、職員に関する条例案のため、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会に対する意見聴取がございます。

続きまして、議案第1号から第47号まで及び諮問第1号の先議案件等に対する質疑となります。

なお、質疑がある場合は、本日正午までに事務局へ通告書の提出をお願いいたします。

次に、議案第1号から第47号まで及び諮問第1号の先議案件の委員会付託がございます。

その後、休会の件をお諮りして、日程通告、散会となります。

以上が、開会日、2月21日の議事次第(案)でございます。

続きまして、今回の質問予定者につきまして御説明申し上げます。

資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、3月4日は、代表質問でございます。自由民主党溝口議員、県民クラブ磯田議員の順でございます。

5日は、午前が代表質問で、公明党氷室議員、午後は一般質問で、県民クラブ濱田議員でございます。

引き続き、6日及び7日は、一般質問でございます。

6日は、自由民主党高野議員、自由民主党吉田議員、自由民主党岩本議員、7日は、自由民主党増永議員、自由民主党内野議員、自由民主党西岡議員という順でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、開会日の議事

次第及び質問予定者については、ただいまの説明のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、知事提出議案について、総務部長から説明をお願いいたします。

○池田総務部長 それでは、資料2の目録に沿って、今定例会に提出いたします議案等について概要を御説明申し上げます。

まず、先議案件となります。

1ページの第1号から第19号までは、平成30年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算となっております。

今回の一般会計の補正は、今後の執行見込みの精査による減と国の補正予算への対応となります。これらの合計で約79億円の減額となり、補正後の予算額は8,532億円となります。

第21号、第22号は、公共事業に係る市町負担金関係、第23号は、工事請負契約の締結、第24号から2ページの第36号までについては、議決を要する工事請負契約の変更となっております。

第37号は、熊本県立劇場に係る指定管理者の指定です。

次に、専決処分の報告及び承認でございます。

第38号は、震災復旧関連の工事請負契約の締結、第39号から第44号までの6件については、道路管理瑕疵等による事故の和解及び賠償額の決定です。

第45号、第46号は、育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起となっております。

第47号は、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定です。

次に、諮問関係ですが、第1号については、退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問となっております。

次に、報告事項です。

第1号、第2号は、職員による交通事故の和解等に係る専決処分の報告、第3号は、中小企業融資制度に係る権利放棄の報告、第4号は、県出資団体の経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

続きまして、3ページからは後議案件となります。

第48号から第68号までは、平成31年度の一般会計、特別会計、企業会計の当初予算となっております。

一般会計予算の規模は7,915億円となっておりまして、4カ年戦略の総仕上げとして、より実効性の高い施策が大胆に展開できるよう編成しております。

第69号から条例関係となります。

大部分が関係法令の一部改正等に伴い、県条例を一部改正するものですが、第69号は、くまモン活躍基金を設置するもの、4ページのほうへ参りまして、第76号は、既存の3つの審議会を統合し、情報公開・個人情報保護審議会を設置するというものでございます。

第78号は、不動産取得税の減税対象となる代替不動産の取得期限を2年延長するもの、第88号は、林業研究指導所の名称を林業研究・研修センターに変更するものでございます。

第89号は、熊本市中央区にある益城復興事務所を益城町に移転するもの、5ページのほうへ参りまして、第95号から第97号までの3件については、熊本テルサ、火の国ハイツ、県青年会館の土地等の減額貸し付けを更新するものでございます。

第98号は、自治法に基づく包括外部監査契約の締結でございます。

第99号から第105号までの7件については、災害廃棄物処理が終了したことから、市町村からの事務の受託を廃止することに伴う協議となっております。

第106号は、産山村を流れます玉来川の山

鹿川への名称変更についての意見となっております。

第107号は、中小企業振興資金に係る権利の放棄、第108号は、育英資金貸付金に係る権利の放棄となっております。

以上、今定例会には、議決案件109件と報告事項4件を提出いたします。

なお、今会期中には、人事案件も追加提案させていただく予定です。あわせて、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、知事提出議案については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)についてお諮りいたします。

それでは、議会事務局長から説明をお願いいたします。

○吉田議会事務局長 それでは、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)につきまして、資料3により御説明申し上げます。

1ページは条例(案)でございますので、2ページの条例(案)の概要で御説明いたします。

まず、1、条例の名称は、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2、制定改廃の必要性としましては、議員の定数を48人から49人に改めます熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が、来る4月7日に執行予定の一般選挙から適用されることに伴いまして、委

員会条例で定めます常任委員会の委員の定数を改める必要がございます。

次に、3、内容でございますが、委員会条例の第2条第1号中、総務常任委員会の委員の定数を現行の8人から9人とするものでございます。

条例改正後は、総務常任委員会の委員定数は9人で、ほかの5常任委員会の委員定数はそれぞれ8人となり、議員定数が49人でありました平成19年4月から平成27年4月までと同じ割り振りになります。

また、施行日につきましては、改選後、議員の新しい任期が始まります平成31年4月30日としております。

なお、3ページに改正(案)の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 なければ、資料3のとおり、熊本県議会委員会条例の一部を改正することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例(案)については、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長名をもって議長宛て提出することとし、本会議への上程については、閉会日の議会運営委員会でお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議題4、その他に入りますが、委員の皆さん方から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 済みません、1点私から。

これは改選後の話になるんですが、議長、副議長の選挙で、今非常に時間がかかっているんですね。というのが、私とか池田先生が当選する前ですから、つまり16~17年以上前ですが、数え間違いがあったということで、そのトラウマで非常に事務局が慎重に数えるということで、たかが40何枚のを非常に慎重にやっておりますので、これは事務局の中でもっと簡素化して短縮できないかということで、今検討していただいております。

今、国会も、いろいろ改革で時間短縮とかやられていますので、委員の皆さんお気づきの点があって、こういうところはもうちょっと短縮できるんじゃないかというのがあったら、それぞれまた事務局のほうにお申し出をいただきたいというふうに思っております。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、先議分議決日の2月27日水曜日に開会いたします。27日水曜日、時間は午前9時10分から。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、第15回議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

議会運営委員会委員長